

人材開発支援助成金(人への投資促進コース) 経費助成の内訳

(枚中 枚目)

1	年間計画番号	2	訓練コース名称		
経費助成額の算定	3 事業内訓練				
	訓練等 部外講師の謝金 部外講師の謝金額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 (1時間あたり3万円を限度) (実訓練時間数) <input style="width: 50px;" type="text"/> 時間 部外講師の旅費 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 (県外からの旅費に限る) 施設・設備の借上げ費 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 教材費・教科書代 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円				
	資格・試験に要する受験料 (高度デジタル人材等訓練及び情報技術分野認定実習併用職業訓練に限る) <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 訓練コースの開発費 (高度デジタル人材訓練に限る) <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 (+ + + + +) の額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円				
	助成対象労働者数 <input style="width: 50px;" type="text"/> 人 訓練コースの総受講者数 <input style="width: 50px;" type="text"/> 人 助成率 30% 60% 75% 生産性達成 15% 経費助成額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 (少数点以下切捨て)				
事業外訓練					
訓練等 1人あたりの入学料及び受講料 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 資格・試験に要する受験料 (高度デジタル人材等訓練及び情報技術分野認定実習併用職業訓練に限る) <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 事業主が負担した経費 (自発的職業能力開発訓練の場合に限る) <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 (+) の額 若しくは (-) の額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 助成対象労働者数 <input style="width: 50px;" type="text"/> 人 助成率 30% 45% 60% 75% 生産性達成 15% 経費助成額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 (少数点以下切捨て)					
訓練として行われる職業能力検定・キャリアコンサルティングを実施する場合					
訓練等 1人あたりの職業能力検定・キャリアコンサルティングに要した経費(円) <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 助成対象労働者数 <input style="width: 50px;" type="text"/> 人 助成率 45% 60% 75% 生産性達成 15% 経費助成額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 (少数点以下切捨て)					
経費助成額					
1人あたりの経費助成限度額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 助成対象労働者数 <input style="width: 50px;" type="text"/> 人 経費助成限度額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円					
下表「人への投資促進コースの1人あたりの経費助成限度額」から対応する経費助成限度額を記入し、対象労働者数を乗じた額を「経費助成限度額」欄に記入してください。 生産性要件達成時の割増分の申請については、通常分の支給額のうち経費助成成分の額との合計が支給上限となります。					
人への投資促進コースの1人あたりの経費助成限度額					
訓練区分	企業規模	10時間以上 ⁽¹⁾ 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上	大学 (一年度当たり) 大学院 (一年度当たり)
自発的職業能力開発訓練	中小企業事業主 大企業事業主	7万円	15万円	20万円	60万円 海外: 200万円 国内: 60万円
高度デジタル人材等訓練					
高度デジタル人材訓練	中小企業事業主	30万円	40万円	50万円	150万円
	大企業事業主	20万円	25万円	30万円	100万円
成長分野等人材訓練	中小企業事業主	-	-	-	-
	大企業事業主	-	-	-	海外: 500万円 国内: 150万円
情報技術分野認定実習併用職業訓練 ⁽³⁾	中小企業事業主	15万円	30万円	50万円	-
	大企業事業主	10万円	20万円	30万円	-
経費助成額の合計の金額を超えていた場合は <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 (100円未満は切捨て)					
(1) 自発的職業能力開発訓練については、20時間以上。 (2) eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等(標準学習時間が定められているものは除く。)の場合、訓練時間数が20時間以上100時間未満の場合の区分とする。eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等で、標準学習時間が定められているものは当該時間より上表の区分のとおりとする。 (3) 情報技術分野認定実習併用職業訓練において、付加的に実施するeラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等の場合は、実訓練時間数に応じて上表の区分を判断する情報技術分野認定実習併用職業訓練部分とは別に、企業規模に応じて、中小企業の場合は15万円、大企業の場合は10万円とする。					

(様式第7-1号)人材開発支援助成金(人への投資促進コース)経費助成の内訳【裏面】

【提出上の注意】

- 1 定額制訓練については、本様式ではなく、「人材開発支援助成金(人への投資促進コース定額制訓練)経費助成の内訳(様式第7-5号)」を提出してください。
- 2 1欄は、年間職業能力開発計画(様式第3-1号)と対応した年間計画番号を記入してください。
- 3 2欄は、年間職業能力開発計画(様式第3-1号)と対応した訓練コースの名称を記入してください。
- 4 3欄は、OFF-JTにかかる経費助成額の算出を行います。OFF-JTに要した経費から算出した経費助成額を経費助成限度額と比べ、少額である方が経費助成額になります。
 - (1) 事業内訓練で助成対象となる経費は、部外講師の謝金、部外講師の旅費、施設・設備の借上げ費、教科書・教材費、資格・試験に要する受験料(高度デジタル人材等訓練及び情報技術分野認定実習併用職業訓練に限ります。)、訓練コースの開発費(高度デジタル人材訓練に限ります。))です。を合計した額に、(助成対象労働者数÷総受講者数)の値と助成率(助成率表参照)を乗じて算出します。なお、情報技術分野認定実習併用職業訓練については、事業主が自ら運営する認定職業訓練により訓練を実施する場合のみ助成対象となる経費を記入してください。ただし、下記の【その他】の1に該当する場合は、助成対象となる経費を記入しないでください。
 - (2) 事業外訓練で助成対象となる経費は、入学料・受講料・教科書代等(あらかじめ受講案内等で定められているものに限る)、資格・試験に要する受験料(高度デジタル人材等訓練及び情報技術分野認定実習併用職業訓練に限ります。)、事業主が負担した経費です。自発的職業能力開発訓練以外の場合は、を合計した額に、助成対象労働者数の値と助成率(助成率表参照)を乗じて算出します。自発的職業能力開発訓練の場合は、の額に、助成対象労働者数の値と助成率(助成率表参照)を乗じて算出します。
 - (3) 対象訓練に関連した特定職業能力検定・キャリアコンサルティングを計画時の実訓練時間数に計上して実施した場合は、それらに要した経費及び消費税について対象経費となります。
 - (4) 海外の大学院での訓練等(自発的職業能力開発訓練及び成長分野等人材訓練に限ります。))について、入学料・受講料・教科書代等を外貨で支払った場合のレート換算基準は、支給申請を行った日が含まれる月の日本銀行が公表する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を使用してください。
 - (5) 情報技術分野認定実習併用職業訓練において、付加的にeラーニングによる訓練及び通信制による訓練を実施した場合は、情報技術分野認定実習併用職業訓練の部分と付加的に実施するeラーニングによる訓練及び通信制による訓練の部分で経費助成限度額が異なるため、本様式を分けて提出してください。
 - 1 「助成対象労働者」とは、「訓練別の対象者一覧」(様式第4号)に記載した対象労働者であって、訓練コースの実訓練時間数(情報技術分野認定実習併用職業訓練のOJTについては総訓練時間数)の8割以上出席した者のことをいいます(eラーニングによる訓練と通信制による訓練を除きます)。
 - 2 「総受講者数」とは、助成対象労働者以外の受講者を含めた、訓練コース全体の受講者数のことをいいます。
 - 3 (助成対象労働者数÷総受講者数)の値は、総受講者に対する助成対象労働者の割合です。
 - 4 「資格・試験に要する受験料」とは、次のaからcのいずれかに該当する資格・試験に要する受験料です。ただし、支給対象訓練カリキュラム等において取得目標とされている資格・試験に限ります。また、高度デジタル人材等訓練のうち高度デジタル人材訓練及び情報技術分野認定実習併用職業訓練についてはaに限り、
 - a ITSSレベル2から4の資格・試験(高度デジタル人材訓練は、ITSSレベル3又は4のみ)
 - b 公的職業資格(資格又は試験等であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するもの)
 - c 教育訓練給付指定講座分野・資格コード表(令和4年4月版)に記載される資格・試験の資格試験
 - 5 「訓練コースの開発費」とは、学校教育法第83条の大学、第115条の高等専門学校、第124条の専修学校又は第134条の各種学校に職業訓練の訓練コース等を委託して開発した場合に要した費用及び当該訓練コース等の受講に要した費用をいいます。

【その他】

- 1 認定職業訓練のうち、都道府県から「認定職業訓練事業費補助金」を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等については、助成対象となりません。なお、広域団体認定訓練助成金を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等は、助成対象となります。
 - 2 都道府県の職業能力開発施設が実施している訓練等(高度職業訓練及び生産性向上人材育成支援センターが実施するものを除く)の受講料、教科書代等は助成対象となりません。
 - 3 官庁(国の役所)主催の研修等の受講料、教科書代等は助成対象となりません。
- 人への投資促進コース

【中小企業事業主】

	OFF-JT				OJT	
	資金助成額 (1人1コース1時間あたり)		経費助成率 (1人1コースあたり)		実施助成額 (1人1コースあたり)	
	生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合	
自発的職業能力開発訓練			30%	(割増分)15%		
高度デジタル人材等訓練						
成長分野等人材訓練	960円		75%			
高度デジタル人材訓練						
情報技術分野認定実習併用職業訓練	760円	(割増分)200円	60%	(割増分)15%	20万円	(割増分)5万円

【大企業事業主】

	OFF-JT				OJT	
	資金助成額 (1人1コース1時間あたり)		経費助成率 (1人1コースあたり)		実施助成額 (1人1コースあたり)	
	生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合	
自発的職業能力開発訓練			30%	(割増分)15%		
高度デジタル人材等訓練						
成長分野等人材訓練	960円		75%			
高度デジタル人材訓練	480円		60%			
情報技術分野認定実習併用職業訓練	380円	(割増分)200円	45%	(割増分)15%	11万円	(割増分)3万円